

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
1	はじめに	1	<p>第6稿 「…視点から精査、検討を重ねるため、…」</p> <p>修正案 「…視点から精査、検討を重ねたため、…」</p> <p>※新計画公表時点では、精査、検討は終了しているため、過去形が適切。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたしました。</p>
2	はじめに	1	<p>(現行)</p> <p>本計画の改定に当たっては、こうした国や東京都の廃棄物処理に係る取組や社会環境の変化を踏まえ、検討を開始しましたが、<u>将来のごみ量推計と、それに基づく清掃工場整備計画を多角的な視点から精査、検討を重ねるため、当初より1年半先送りした令和8年度の改定となりました。</u></p> <p>(修正案)</p> <p>本計画の改定に当たっては、こうした国や東京都の廃棄物処理に係る取組や社会環境の変化を踏まえ、検討を開始しました。<u>その後、将来のごみ量推計やさらなるごみ減量施策、それらに基づく適切な清掃工場の焼却能力等について23区における検討が行われ、その結果を受け、当初より1年半先送りした令和8年度の改定となりました。</u></p> <p>(理由)</p> <p>清掃一組だけではなく、23区において危機感を持ってごみの減量や適正な焼却能力について検討を行ったことを明確にするため。</p> <p>明確にされていれば、記載場所はここにこだわるものではない。</p> <p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見の意図は、事実として、23区において検討を行ったことを明記することにある。その検討方法として、検証委員会を設置したかどうかや、どのような検証を行ったのか等をどこまで載せるかは、また別の話しである。少なくとも、23区で検討した事実は記載されるべきである。 ・もし、本意見が採用されないのであれば、副区長会・区長会への報告に当たっては、一廃計画改定検討委員会委員からこのような意見があった旨を申し添えていただきたい。 	<p>清掃一組の一廃計画改定にあたり、23区が危機感を持ってごみの減量や適正な焼却能力について検討を行ったことは、記載の必要性があると思料しますが、検証委員会及びごみ減量3施策とも関連が生じるため、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【継続検討事項】</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
3	1	2 3	2 ページ 24 行目に「基本計画」とありますが、3 ページ 13 行目では「東京二十三区清掃一部事務組合基本計画」と記載しており、2 ページを「東京二十三区清掃一部事務組合基本計画」（以下「基本計画」という。）とし、3 ページを「基本計画」と記載すべきです。	ご指摘のとおり修正いたしました。
4	1	3	第6稿 「…視点から精査するため、…」 修正案 「…視点から精査したため、…」 ※精査は終了しているため、過去形が適切、なお、「はじめに」では「精査、検討を重ねるため」とあり、本章では「精査するため」とあるが、表現の統一を図ったほうがよいと考える。	ご指摘を受け、「…多角的な視点から精査・検討を重ねたため、改定を当初より1年半先送りとし、…」と修正いたしました。
5	1	4	「4 廃棄物処理を巡る国、東京都及び23区の動向」について、国の計画・方針（第五次循環計画）での令和12年度目標が示されていますが、23区の動向として、計画1人1日平均排出量の実績について実績の掲載をお願いします。 (理由) 令和6年9月5日環境省通知「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」では、それぞれの市町村等における令和2年度（2020年度）の実績に対して16%減じた数値と580gとを比較して大きい方の数値を上限値として設定するとされています。（環境省一廃実態調査R2実績は約693g/人・日と認識しており16%減とした場合583g） 本通知は、施設整備の主要財源となっている国の循環交付金において、令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎に上限値が設定されたもので、「計画1人1日平均排出量」は大変重要な指標となっています。また、焼却施設の能力拡大にあたっては、今後目指すべきごみ減量水準を区民に示していくことが重要と考えます。	ご意見を踏まえ、第2章「23区の概況とごみ処理の現状」において、1人1日平均排出量の実績値（H23～R6）を掲載いたしました。 あわせて、交付金に関する国の制度について、第1章「一般廃棄物処理基本計画の改定について」に記載いたしました。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
6	1	6	<p>23区の役割について、P1の「図-1-1 23区・清掃一組・東京都の役割」では「ごみの減量・リサイクルの推進」となっています。P6「(3) 23区の計画」ではリサイクルの推進について触れられていないためつぎのように修正したらいかがでしょうか。</p> <p>(現行)</p> <p>23区はそれぞれの区で発生するごみを収集・運搬する役割を担っており、それぞれの区において一廃計画を策定しています。各区の一廃計画では、国や東京都の動向を踏まえ、ごみの減量に向けた目標と取組施策を定めています。</p> <p>(修正案)</p> <p>23区は各区で発生するごみの<u>収集・運搬及び資源の回収を実施する</u>役割を担っており、<u>各区</u>において一廃計画を策定しています。各区の一廃計画では、国や東京都の動向を踏まえ、ごみの減量・<u>リサイクルの推進</u>に向けた目標と取組施策を定めています。</p>	<p>ご提案いただきました修正案のとおり修正いたしました。</p>
7	2	7	<p>図2-2 事業所数及び従事者数の推移だが、令和元年に経済センサス基礎調査が実施されているようなので、その結果をグラフに加える（H28とR3の間）べきではないか。</p> <p>https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/keizaikozo_taikei.pdf</p>	<p>ご指摘を受け、令和元年の経済センサス基礎調査の事業所数をグラフに加えました。なお、従業者数のデータは存在しないため、その旨を注記しました。</p> <p>あわせて、令和3年度の事業所数に誤記があり、修正を行いました。</p>
8	2	9	<p>「区民1人1日あたりのごみ排出量」について、説明しやすくするため、算出の定義式または計算方法を記述してほしい。【12月5日 WG意見】</p>	<p>図-2-5の下部に「※「<u>焼却施設における搬入量</u>」(環境省 一般廃棄物処理事業実態調査)を住民基本台帳人口(各年10月1日時点)で除して算出した。」と注記しました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
9	3	14	第6稿 「…区収集ごみでは依然として高い水準で推移しています。」 修正案 持込ごみと比較して区収集ごみの不適正搬入がことさらに高い印象を与えることから、「…区収集ごみでは〇.〇%程度の状況が続いています。」などできないか。	ご意見を踏まえ、「不適正搬入率は、持込ごみ、区収集ごみともに平成27年度以降横ばいが続いており、区収集ごみでは概ね30%台で推移しています。」と修正いたしました。
10	3	14	第6稿 「また、清掃工場の平均稼働年数は増加傾向にあり、今後もこの傾向が続きます。稼働年数の増加に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や…」 修正案 「また、清掃工場の平均稼働年数は延長傾向にあり、今後もこの傾向が続きます。稼働年数の延長に伴う経年劣化の進行により、故障停止日数の増加や…」 ※稼働年数は期間、故障停止日数は回数を表すため使い分けてはどうか。	ご意見を受け、「平均稼働年数は長期化する傾向にあり、…」、「稼働年数の長期化に伴う…」と修正いたしました。
11	4 資	18 45	第6稿 「また、清掃工場から排出される排ガスについては、…」 修正案 「また、排ガスについては、…」 ※清掃工場から排出されているのは自明のため。	ご意見を受け、車両からの排ガスと区別する必要性も踏まえ、「また、清掃工場から排出される排ガスについては…」と整理させていただきました。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
12	4	20	<p>メーカーによる実証確認への協力(CO2回収技術の実証確認)について、品川清掃工場の実証確認期間が「令和6年度から令和12年度までの7年間を予定」と記載されていますが、実証確認期間について、以下の通り、都に提出している計画書における試験予定期間は令和8年9月1日から令和10年3月31日までとなっており、相違があります。</p>	<p>ご指摘の実証確認では2段階の実証確認を予定しており、現在東京都に提出している計画書では、第1段階となる小規模での実証確認期間として令和9年度までをお示ししています。</p> <p>その結果を踏まえ、第2段階として、規模を変更しての実証確認を令和12年度まで行う可能性があるため、原案ではその旨を記載させていただいています。</p> <p>第2段階の実証確認の実施にあたっては、関係各所と調整の上、改めて届出等の対応を行います。</p>
13	5	21	<p>「1 長期的なごみ量推計の位置付け」において、「清掃工場整備計画に関する検証委員会」について触れられていますが、設置に至った経緯がわかりません。「令和6年度 一般会計決算概要（東京二十三区清掃一部事務組合）」のP13に記載されているような計画改定に係る検討体制や検証委員会設置に至った経緯を「はじめに」に記載すべきではないでしょうか。特別区長会と協議の上、検討をお願いします。</p> <p>また、現行の計画においては、計画改定に係る検討の経過が清掃一組のホームページに公開されています。検証委員会における検討も含めた検討経過を資料編の末尾に記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【第5稿からの検討継続事項】</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
14	5	21	<p>【提案】</p> <p>1 長期的なごみ量推計の位置付けの2段落目の削除</p> <p>なお、本計画のごみ量推計は特別区長会のもと令和7年4月に設置された学識経験者等による「清掃工場整備計画に関する検証委員会」（答申の抜粋は資料編P●参照）にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。</p> <p>→ 削除</p> <p>検証委員会は、推計①～⑤のいずれの推計方法も妥当であるとしており、記載する意味が薄い。また、この記載が何を意味するのかを理解できるようにするには、更なる追記が必要と考えるが、どこまで記載できるのか、いつの時点で記載できるかは、区長会の判断に影響されるものと推察する。掲載しないこととして清掃一組一廃計画策定スケジュールに影響の出ないようにすべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「（答申の抜粋は資料編P●参照）」の表記及び答申の抜粋は削除しました。</p> <p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【第5稿からの検討継続事項】</p>
15	5	21	<p>以下、下線部の修文（追記等）を要望します。</p> <p>なお、本計画のごみ量推計は特別区長会のもと令和7年4月に設置された検証委員会にて、ごみ量推計方法の妥当性が確認された推計になります。</p> <p>なお、<u>検証委員会では、5つの推計方法を検証し、いずれも概ね適切な手法で推計されているが、今後のより一層のごみ減量に向けた取組推進を期待することが意見として付されています。</u>加えて、23区の焼却灰は新海面埋立処分場で最終処分を行っているが、<u>満杯になった後の新たな処分場確保はできないとされており、出来る限りごみを減量し、最終処分場の延命化を図る必要があることから、「より一層のごみ減量施策の推進が必要」との視点から、削減効果がより大きなごみ量推計の実現を目指して最大限の努力をすることを推奨するとされています。</u></p>	<p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【第5稿からの検討継続事項】</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
16	5	21	「『清掃工場整備計画に関する検証委員会』にてごみ量推計方法の妥当性が確認された」と記載しているため、答申の内容を計画に記載すべきと考えます。	検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【検討継続事項】
17	5	22	R7年の区部人口は989万人、R17年に最大1005万人(+16万人)となる点は理解しますが、一方で、過去の実績をみると、H27年の区部人口910万人、R5年の区部人口994万人(+84万人)に対して、ごみ排出量(区収可燃+持込)は、H27:267万t、R5:239万tであり、10年間で▲28万t(1割減)と減少傾向を保っています。コロナ禍の影響が一定程度あるものの、R5は5類移行により社会経済活動が平常化していたことからしても、ごみ減量の傾向は、人口増や事業活動の活発化があっても継続すると考えられます。さらに、検証委員会において、更なるごみ減量施策の実施について提言が出されていることも踏まえると、施設整備計画に係る将来ごみ量推計について、安定焼却の前提に立ちつつも、計画の改定後も、特別区と連携し、不断の見直しを行うよう要望します。	ご指摘の10年間のごみ量減少はコロナ禍の影響割合が大きく、特に事業系ごみ量は、コロナ禍後の経済回復により、今後緩やかに増加していく推計結果となっています。 今後も23区と連携し、更なるごみ減量に向けて不断の見直しを行っていきます。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
18	5 6	22 29	<p>ごみ量推計については、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）では、ごみ量の発生量及び処理量の見込みに関する考え方として、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み、他の市町村からの搬入（あるいは、他の市町村への搬出）等を勘案することや、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることを考慮することが示されていますので、国の指針の記載に沿った推計としていただくよう要望します。</p>	<p>ごみ量推計は国の策定指針に基づき実施しており、その結果、23区部の計画期間内のごみ量は緩やかに増加していく推計となっています。</p> <p>施策の一例として23区ではプラスチックの回収・資源化を順次進めており、その減量効果の実績を基にごみ量推計に反映しています。</p> <p>今後もごみ減量施策等による削減効果が確認された場合は、ごみ量の見直しを行います。</p>
19	6 資 Ⅲ	25 31 68	<p>P25の「表-6-1 整備検討対象工場と稼働年数」、P30の「表-6-4 清掃工場の整備スケジュール」、P67の「図-Ⅲ-12 清掃工場の整備時期」に掲載している工場の順番について、しゅん工順とする等各区で聞かれたときに説明できるように修正をお願いします。</p> <p>また、P30の「表-6-4 清掃工場の整備スケジュール」とP67の「図-Ⅲ-12 清掃工場の整備時期」において、掲載している工場の順番が異なるため精査をお願いします。</p>	<p>工場の並び順は、清掃一組移管後に施設整備を計画し整備した工場を上から古い順で（ただし、大田清掃工場は2施設をまとめて）掲載し、その下に清掃一組移管前に計画し整備した工場を古い順で掲載していました。</p> <p>ご指摘を受け、より分かりやすい表記とするため、<u>全工場を上から古い順で統一して掲載するよう修正いたしました。</u></p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
20	6	28 29	<p>第6稿 「…清掃工場の平均稼働年数は年々増加傾向にあり、…」 「…稼働年数の増加に伴う経年劣化…」</p> <p>修正案 「…清掃工場の平均稼働年数は年々延長傾向にあり、…」 「…稼働年数の延長に伴う経年劣化…」</p> <p>※稼働年数は期間、故障停止日数は回数を表すため。</p>	<p>ご意見を受け、「平均稼働年数は長期化する傾向にあり、…」、「稼働年数の長期化に伴う…」と修正いたしました。</p>
21	6	28	<p>「エ コストの縮減」について、資料編の参照先を記載したほうがよいのではないかと記載したところ、</p> <p>【12月5日 WG意見】</p>	<p>ご意見を受け、当該項目の右側に「(資料編Ⅲ・8 P70 参照)」と参照先を記載しました。</p>
22	6	29	<p>P25の「表-6-1 整備検討対象工場と稼働年数」に記載されている14工場(15工場)について、P29の文中やP30「表-6-4 清掃工場の整備スケジュール」で触れられていますが、練馬清掃工場のみ記載がありません。整備検討対象工場の1つとなっているため、今後のスケジュールについて必ず記載をお願いします。</p>	<p>ご指摘を受け、整備検討対象工場の検討結果としての整備対象工場に関する記述が不十分でしたので、29ページに追記いたしました。また、関連事項を68ページに追記いたしました。</p> <p>29ページ「…港、練馬清掃工場については、今後の一廃計画改定時に改めて施設整備を検討します。」と記載いたしました。</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
23	6	30 31	<p>ごみ減量が進めば、清掃工場の施設規模の拡大幅は縮小する可能性があるが、原案30頁の施設整備計画の表では、板橋、多摩川、足立、品川、葛飾の各工場の施設規模拡大の規模トン数が確定しているかのような表現となっている。工場規模の予定トン数は「～トンから～トン」と規模の幅を持たせる、あるいは個々の規模ではなく、複数工場の合計トン数で記載するなど、拡大ありきではない表記の方が、工場付近の区民からの理解を得やすいと考える。</p> <p>原案28頁36～37行、29頁33行、概要版3頁で記載された施設規模の拡大幅縮小の可能性について、文字のフォントを大きくして目立たせるとともに、「ごみ減量により規模の拡大幅は縮小される」というように、より踏み込んだ記載に変更すべきである。</p> <p>記載変更例：「※今後の一廃計画の改定において施設整備時期や施設規模は変更となる可能性がある。」→「※今後各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期の変更や施設規模拡大幅の縮小が行われる場合がある。」</p>	<p>左欄1段落目、ごみ量推計及び施設整備計画については、区長会総会で確認された内容で表記しており、根幹に関わる変更は困難と考えますが、2, 3段落目のご意見を反映し、今後施設規模の変更の可能性がある旨がより伝わりやすくなるよう修正いたしました。</p> <p>変更後：「※ 今後の一廃計画の改定において、<u>各区のごみ減量がより一層進んだ場合には、施設整備時期や施設規模は変更</u>となる可能性がある。次期計画（第7次一廃計画）の計画期間は令和12年度からを予定している。」</p>
24	6	30	<p>区長会総会において、「施設整備計画に用いる推計を『①清掃一組推計』とすること」、及び「清掃一組推計における施設整備計画（案）」が了承されたが、これをもって検討対象5工場すべてにおいて、それぞれの拡大規模が確定したものではないと認識しているが、相違ないか。</p>	<p>区長会総会において、ごみ量推計手法及びそれに対応する施設整備計画（各工場の拡大規模）が確認されました。あわせて、ごみ減量がより一層進んだ場合には、施設規模を見直すことも確認されました。施設規模の見直しは、工事着手の5年前から始まる、環境影響評価の手続き前まで可能です。</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
26	6	31	「図-6-4 清掃工場の整備スケジュール」ほかで、建替事業開始年度に★が示されているが、板橋工場に記載がない。令和8年度に★がつくのではないか。	板橋清掃工場は施設整備計画の延期が決まる前に、現行の第5次一廃計画に基づき令和12年度からの建替を想定し、令和7年度から施設規模に関わらない部分を含む環境影響評価等手続きを開始しています。 区長会総会においてごみ量推計手法及びそれに対応する施設整備計画が確認されたことを踏まえ、令和8年度から施設規模に関わる部分を含んだ手続きを継続いたします。
27	-	34	財政計画の提示について P33 コラムにおいて、高騰する施設整備費について深刻な状況が示されているとおり、施設整備にあたっては、まず徹底したごみ減量施策の実施を進めた上で、清掃工場に搬入するごみを減らし、工場の負担や規模を小さくしたうえで、将来的に整備費や運営費の大幅縮減に繋げていくことが必要です。	施設規模はごみの全量処理体制の確保を前提に、過大・過小とならない規模での整備が必要です。過大な施設規模とならないことに改めて留意し、計画してまいります。なお、コスト縮減に向けては真摯に取り組んでまいります。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
28	7	36	最終処分量の削減について、5行目以降に「今後も焼却灰の有効利用に努めつつ、ごみ量の削減状況や焼却灰の資源化を取り巻く環境の変化に応じて、新たな資源化技術を調査、研究していきます。」と修正いただいた一方で、19行目以降の最終処分量の計画では、「令和16年度以降は、前述の課題により資源化量の拡大は困難な状況であり、最終処分量はごみ量の変化に応じて推移する見込みです。」としており、長期的な見通しに関する記述に矛盾が生じています。この部分についても最終処分場の延命化に向けた方向性について記載すべきと考えます。	ご指摘の一文では計画値の内容を説明しています。その次の文で「今後は、プラスチック再資源化等のごみ減量施策による最終処分量削減への効果を注視しつつ、最終処分場をできる限り長期に利用していくために、引き続き焼却灰の資源化を実施していきます。」と記載しており、記述に矛盾はないと考えます。
29	7	36	可燃系粗大ごみのうち、プラスチック製の品物については、中防施設内でもピックアップを行い、再資源化を行うことを「ウ」として追記していただきたい。 (追記案) 粗大ごみのうちプラスチック製衣装ケースや羽毛布団などの資源化可能なものは、中防施設内でピックアップしリサイクルルートに乗せるなど、破碎処理物の減量にも取り組みます。	ご指摘を踏まえ、前段の「イ」の中で、以下下線の通り追記いたしました。「粗大ごみに含まれる資源化可能なものは各区においてピックアップ回収を行っていますが、施設内でも受入段階で可能な限り回収する取組を継続し、最終処分量を削減します。また、…」
30	資 I	50	EV車→電気自動車（EV）の方がよろしいかと思えます。	ご指摘のとおり修正いたしました。
31	資 III	68	「図-III-12 清掃工場の整備時期」について、P29の「表-6-4 清掃工場の整備スケジュール」と矢印の表記が異なる箇所が見受けられます。例えば大田新工場の延命化工事の矢印（R15～R17）が大田第一工場に記入されています。他の工場についても、改めてご確認をお願いします。	ご指摘のとおり図-III-12内に誤記があり、修正いたしました。あわせてNo.18のとおり施設の並び順を修正いたしました。
32	資 III	70	6稿 「示しましたように」 修正案 「示したように」 他の文と書きぶりを合わせるものです。	ご指摘のとおり修正いたしました。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
33	資 Ⅲ	71	「計画は概ね5年ごとに適時見直しを行い、」としていますが、区長会合意の内容は①ごみ量推計の適時の見直し及び②過大・過小とならない焼却能力の確保を確認事項としており、清掃政策部会が行うモニタリングによりごみ量実績が推計と乖離する場合に、計画に用いる推計を適時見直すことが示されています。計画改定に伴う5年ごとの推計が区長会のいう「適時」を満たすものか疑問です。	第5稿→第6稿の修正において、「…一廃計画は、…概ね5年ごとに改定するほか、 <u>計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に適時見直し</u> を行います。」（3ページ）等の文言を表記しております。ご意見を踏まえ、71ページにも上記下線部を追記いたしました。
34	資 Ⅵ	82	ごみ減量のターゲットとして、紙類及びプラスチック類を掲げているが、「生ごみ」についても、家庭でのコンポスト・減量化や自治体によるリサイクルが可能であることを追記していただきたい。 (追記案) 生ごみは、家庭でのコンポスト・減量化や自治体による分別回収によりリサイクルが可能な「食品資源」であり、今後、取組の強化が求められます。	ご指摘を踏まえ、82ページの以下の文に下線部を追記いたしました。 「 <u>生ごみ等は、国等が提唱している食品ロスの減量化</u> についても併せて取り組むことで、 <u>更なるごみ減量</u> が期待できます。」
35	概 要 版	3	2重に趣旨を述べている形になっているので、以下のとおり修正願いたい。 記載変更例：「ごみ量に対して過大・過小とならない、安定的な焼却能力の確保を前提に、～」→「安定的な焼却能力の確保を前提に、ごみ量に対して過大とならないよう、～」	ご意見を踏まえ、「安定的な焼却能力の確保を前提に、ごみ量に対して過大・過小とならないよう、～」とさせていただきます。 【理由】区長会確認の文言を引用する形とするため。
36	-	-	その他 区政会館だより428号に掲載のあった、国際協力の取組について、コラムとして掲載し、広報することを提案します。	ご意見を踏まえ検討しましたが、ページ数も限られることから、国際協力の取組は割愛させていただきました。なお、清掃一組の「基本計画」では、国際協力の取組について記載しております。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
37	-	-	<p>基本計画・実施計画（令和3年2月）の「行財政運営の取組」の「安定した財政基盤の確立」に記載のある「循環型社会形成推進交付金等の活用」は、施設整備の主要財源の確保に関わる取組であり、第6次計画においてこの内容を踏まえた記載とすべきと考えます。</p> <p>また、令和6年9月5日環境省通知「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」により、1人1日あたり排出量580gの達成、又は家庭ごみ有料化の実施のいずれかを満たさない限り、令和10年度以降に新規着工する清掃工場の施設整備費は、満額交付されないとされています。</p> <p>ごみ減量が達成しない場合の施設整備に係る財政負担への影響について、改めて試算し、本検討委員会において情報提供をお願いします。</p>	<p>No.5のご指摘を踏まえて「1人1日平均排出量」の実績値を明記（第2章）し、あわせて交付金に関する国の制度について記載（第1章）いたしました。</p> <p>現状のごみ量推計に基づく、施設整備に伴う歳出額、交付金による歳入額の見込みについては、財政推計に関して、コスト及び財政確保の両面からの検討等が行われた後、本検討委員会にて情報提供させていただきます。</p>
39	-	-	<p>「検証委員会」や「ごみ減量3施策」について、区長会の動向を踏まえ対応するとのことですが、記載内容や、記載理由について、しっかりと経営委員会や評議会で説明をお願いしたい。</p>	<p>「検証委員会」や「ごみ減量3施策」に関する記載内容・理由は各区長に丁寧に説明いたします。</p> <p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【検討継続事項】</p>

※ 資料の記載内容は検討時点のものです。

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
41	-	-	<p>【第10回改定検討委員会 資料1に対する意見】現在検討委員会等で検討中の内容に大きく影響することとなると思慮します。上記内容等(ごみ量推計の考え方の妥当性も含む)による修正内容の検討委員会等への提示はいつになるのか教えていただきたい。</p> <p>またその修正案の検討はいつ行うのか教えていただきたい。</p> <p>(この間、検討会の開催での議論が手戻りになっていると感じており、今回も同様に感じます。)</p>	<p>「検証委員会」や「ごみ減量3施策」に関する記載の方向性、検討スケジュールは区長会事務局よりご説明いただきます。</p> <p>R8.1月の原案確定に向けて、R7.12.22に臨時・改定検討委員会・WG(合同開催)を予定しており、検討を行うことを想定しています。【検討継続事項】</p>
42	-	-	<p>【第10回改定検討委員会 資料1に対する意見】</p> <p>前回の検討会で提示のあった第5稿に記載のあった、検証委員会の検討内容や答申内容が今回の第6稿の段階において削除されていますが、現時点(第10回の検討委員会)の資料段階で事務局が削除した理由を教えていただきたい。</p>	<p>第9回改定検討委員会における委員からのご意見や、No.13の意見を踏まえて整理を要すると判断し、暫定的に削除したものです。</p> <p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【検討継続事項】</p>

清掃一組第6次一般廃棄物処理基本計画原案（案）に関する委員意見

原案第6稿

No.	章	頁	第6次一廃計画原案に関する委員意見	清掃一組回答
44	-	-	<p>本計画については、清掃一組策定の「循環型社会形成推進地域計画(第4期)」と不可分の計画であると考えていますが、当該計画については、令和8年3月末に計画期間が終了し改定時期を迎えていると思慮します。現時点での同計画改定検討の進捗や方向性、記載内容など明らかにできる内容をご提示していただきたい。また、その中でも、「家庭ごみの有料化」に関する記載内容について教えていただきたい。</p>	<p>第五期地域計画については、今年度中に国の承認を得るべく、国のマニュアル等を基に東京都とも協議をしながら策定作業を進めています。最終稿がまとまりましたら清掃リサイクル主管課長会等で提示させていただく予定です。</p> <p>なお、「家庭ごみの有料化」に関しては「23区全域での導入が可能か検討を進めている。」と記載する予定です。(最終稿提出までの23区の動向や、国や東京都の意見を受けて記載内容は変更する場合があります。)</p>
45	-	-	<p>第8回の検討委員会において委員から意見のあった、「ごみ減量に関する減量数値の記載が不十分である」との指摘に関して、今後区長会でのごみ量推計についての方針が定まったら修正する旨の回答がありました。今回の第6稿で、その指摘に関してどのように修正しているのか不明なため、検討委員会で説明をお願いしたい。</p>	<p>各区におけるごみ減量施策に関する減量数値は、各区所管事項のため割愛させていただきます。</p> <p>検証委員会及びごみ減量3施策に関する記載については、特別区長会における今後の動向を踏まえ、対応いたします。【検討継続事項】</p>